

資料集

資料I (出典:山口県ホームページ)

利害関係人の意見書の主な内容とこれに対する県の見解について

意見書受付期間内(平成20年7月15日～8月4日)に441人から意見書が提出された。その主な内容及びこれに対する県の見解は以下のとおりである。

意見書の内容	県の見解
<p>① 原子力発電所立地の必要性 山口県に立地する発電所では余剰電力を県外に売電しており、電力不足の状態にはなく、新規に原子力発電所を作る必要性がない。</p>	<p>電源開発は、事業者が、国のエネルギー政策に沿って最適な電源構成等を勘案し、事業者自らの経営責任において対応されることが基本であり、事業者は自らの経営責任において上関原電計画を計画し、国は平成13年6月に電源開発基本計画に組み入れたところである。</p>
<p>② 原電計画の実現性 電源開発基本計画に組み入れられてから7年経っても、原子炉設置許可申請が出せず計画の実現性が疑わしいので埋立は許可しないこと。</p>	<p>上関原電計画については、平成13年の国の電源開発基本計画への組み入れ、環境影響評価書の確定等をもって、事業計画及び炉心の位置、規模、埋立面積等の土地利用計画は確定していることから、埋立免許することは可能である。</p> <p>原子炉設置許可申請前に埋立免許を行った例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島第一発電所1号機 ・ 高根1号機 ・ 伊方1号機
<p>③ 原子力発電所の安全性の問題 埋立予定地における活断層の調査は慎重に行われたのか。それに基づく耐震対応は厳しいレベルで施工が予定されているのか。埋立地では液状化も心配で、本件のように放射能汚染という取り返しのつかない事態を招くような施設の建設は認めるべきではない。</p>	<p>原子力発電所の安全性は、国の責任において、原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可等の手続により厳格に審査されるものである。また、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁等については、原子力基本法その他の法律で定めるところにより厳格に対応されるべきものである。</p> <p>県としては、国の安全審査の段階で、6分野21項目の知事意見に対する国の対応をしっかりとチェックしていく。</p> <p>一方、公有水面埋立法においては、原子力発電所の安全性ではなく、護岸等の構造物の安全性等、埋立てそのものが、災害防止について十分配慮されているかを審査するものである。</p>

<p>④ 環境アセスメント これまでの環境アセスメント調査等の過程からすると調査は杜撰で客観的な信頼性が得られない。</p>	<p>環境影響評価法に基づく環境影響評価は、所定の手続を経て、平成13年7月の国の環境影響評価書の確定通知及び同評価書の公告をもって手続を完了しており、最終的に国(経済産業省)の審査を経て確定(承認)されたものである。</p>
<p>⑤ 詳細調査との関係 詳細調査は依然として終了しておらず、少なくとも調査終了までは埋立ての審査を進めるべきではない。</p>	<p>埋立免許の審査のうち、護岸等の構造物の安定性・安全性の審査に必要な強度計算の確認が可能なデータは、これまでに実施されたボーリング等による調査に基づき、埋立免許願書に示されている。 なお、現在実施されている「詳細調査」は、原子炉設置許可申請のためのデータ収集を目的とするものである。</p>
<p>⑥ 自然の宝庫、貴重な漁場 自然の宝庫であり、貴重な漁場である田ノ浦の海を守るため公有水面埋立を許可しないこと。</p>	<p>埋立免許願書を審査した結果、護岸工事等に際して汚濁防止柵の設置等を行うこと、護岸及び岸壁を適切な規模とすること、埋立て予定地内の小島を保存すること、緑化に当たっては近傍に自生している樹木構成種を用いること等の措置により、環境に及ぼす影響は少ない、または軽減の対策も講じられていることから、環境保全に配慮していると認められる。</p>
<p>⑦ 希少生物 原子力発電所を建設するための埋立は、瀬戸内海でもここだけに棲息する希少生物を絶滅に追いやるものである。</p>	<p>事業実施の際の希少生物等への対応については、タイドプール(潮だまり)を保存することや透過堤を設ける等の対策が講じられるなど、環境保全に配慮されている。</p>
<p>⑧ カムリウミスズメ カムリウミスズメについて、繁殖期の調査を行わずに影響はないと結論づける調査手法は強引で悪質であり、埋立免許願書にカムリウミスズメに関する記載がないのは問題である。埋立予定地周辺での生態や繁殖地の確認調査を行うべきである。</p>	<p>事業者の調査によれば、これまでのところ埋立に関する工事の施行区域内において、カムリウミスズメの生息や繁殖は確認されていない。また、今後においても、埋立予定地周辺での調査は事業者が行うべきである。なお、これらの状況から、特段の環境保全措置及び環境保全図書への記載は要しないと認められる。</p>

<p>⑨ 漁業補償契約訴訟 祝島漁民が起こした漁業権に関する裁判の結論が出る前に、埋立申請を出し、その判断をするというのはいかがなものか。</p>	<p>公有水面埋立免許に当たっては、「埋立に関する工事の施行区域内における漁業権者の同意」が必要であるが、本件埋立てでは、漁業権者である山口県漁協(四代支店及び上関支店)の同意は得られており、必要な条件は満たされている。</p>
<p>⑩ 漁業被害 埋立施工区域は一本釣り漁業の主要漁場であり、営漁生活が大打撃を受け、離島で漁業に依拠した生活ができなくなる。</p>	<p>埋立免許願書では、周辺海域の水質への影響度合い、埋立て前後の流況変化が少ないこと等から、埋立てが与える影響は軽微であり、水産資源保全に配慮されていると認められる。なお、埋立てにより漁業被害が生じるようであれば、事業者の責任において適切な対応がなされるべきである。</p>

1 漁業権の意義

漁業法では漁業権の意義を総括的に示す規定はありませんが、漁業権とは、一定の漁業——定置、区画、共同の各漁業——を営む権利であり（第六条第一、二項）、都道府県知事の免許によって設定され（第十条）、物権とみなし、土地に関する規定が準用される（第二十三条第一項）旨の規定があります。

これらの各規定を総合すれば、漁業権の一般的意義は、「漁業権とは、特定の水面において特定の漁業を営む絶対権であって、行政庁の免許によって設定される権利である。」ということが出来ます。

この漁業権の意義を補足しますと、(1)漁業権は、営業として水産動植物の採捕又は養殖をする権利であり、(2)漁業権は一切の水面にわたって漁業を営みうる権利ではなく、採捕又は養殖する行為は「特定された水面」（この特定された水面を漁業法では「漁場」と規定しています。）で行われるものに限定されます。そしてさらに、(3)その漁場区域たる特定水面において一切の種類の水産動植物を一切の手段、方法により採捕、養殖しうる包括的な権利ではなく、目的物たる水産動植物の範囲及び採捕、養殖の手段方法などの態様は一定のものに特定されます。

そして、漁業権は、(4)一定の漁業を営むこと、すなわち権利者が一定内容の水産動植物の採捕又は養殖をするという利益を、一般人に対し保護する法律上の力を有する権利であって、同一の内容の他の権利の存在を許さない排他性をもつものです。また、漁業権は(5)すべて行政庁の免許によって設定される権利であり、時効や先占、慣習によって取得されることはないものです。

以上に述べたように、漁業権は漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占有する権利でもないのです。

2 漁業権の種類（第六条）

漁業権の種類は、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種類であり、それぞれの漁業権の対象となる漁業は次のように限定されています。

(1) 定置漁業権

定置網（別名建網、大敷網等）漁業を営む漁業権で、一般に身網の設置場所の水深が二七メートル以上である大規模な定置網を対象としますが、その規模、対象魚種に関し、北海道、青森県、瀬戸内海及び沖縄県に特例があります。

(2) 区画漁業権

著者略歴

平 林 平 治 1929年東京生まれ。
水産庁漁政部協同組合課指導班長・同
漁業保険課保険業務室長・(特)北方領
土問題対策協会監事を歴任
平成6年1月没

浜 本 幸 生 1929年和歌山県生まれ。
水産庁香住漁業調整事務所長・同庁振
興部遊漁調整指導室長、全国沿岸漁業
振興開発協会技術委員を歴任
平成11年11月没

水産法・漁業法の解説

昭和55年11月3日	第1版発行	平成6年6月27日	第10版発行
昭和57年5月25日	第2版発行	平成7年5月31日	第10版2刷発行
昭和58年11月18日	第3版発行	平成8年7月31日	第10版3刷発行
昭和59年11月15日	第4版発行	平成10年3月31日	第11版発行
昭和60年10月12日	第5版発行	平成11年5月20日	第12版発行
昭和63年5月17日	第6版発行	平成12年6月1日	第13版発行
平成元年7月14日	第7版発行	平成14年3月1日	第14版発行
平成3年4月6日	第8版発行	平成15年5月31日	第15版発行
平成5年12月20日	第9版発行	平成15年8月2日	第15版2刷発行

著 者 平 林 平 治
 発 行 者 浜 本 幸 生
 発 行 所 漁協経営センター出版部
 東京都江戸川区春江町4-6エムエムビル(〒134-0003)
 電 話 03 (3674) 5241・FAX 03 (3674) 5244
 http://www.mnjp.or.jp/gyokyo
 E-mail:gyokyo@k.email.ne.jp
 振 替 00170-7-56715
 印 刷 所 三 報 社 印 刷 (株)

不許複製 乱丁・落丁本はお取替えいたします。

第四章 公物の使用関係

二九二

七・二・五民録一〇輯一五五一頁、同趣旨大正一・五・四民集一巻三三五頁)、河川の流水占用権は、一種の財産権たる私法上の権利であるとしている(大判昭和一二・六・一八新聞一四五号一六頁)。現行憲法のもとで、下級審の判決ではあるが、「公水に対する使用権が使用権者の私的な経済的利益を充たすものであるかぎり、その権利は、私権たる性質をもつ水利権である」とした例がある(東京地判昭和三六・一〇・二四下民二二巻二〇号二五一九頁)。

(ハ) 折衷説は、金沢教授の主張されるところで、「一般には、水利権の発生の地盤に即して考えるかぎり、水利権の本質を私権とみる」ことが妥当であり、「水利権が行政庁の許可によって与えられる法律制度のもとにおいても、水利権のこの本質には交りはなく、ただ、この場合は、許可庁に対しては公権としての性質をも併せ有することになる」から、結局、水利権は、公権と私権の混合的権利と解するのが適當であるとされる(七)。東京高等裁判所が、公水使用権につき、「公権説は権利の形式に着目し、私権説は権利の内容に着眼したものであって、いずれもその一面的把握であることを免れず、公水使用権の本質について私権説をとるにしても、私権たる水利権が公共的規律をも同時に受けるという公権私権の重疊性が指摘されるべきである」としている(東京高判昭和三五・一〇・一四行集一巻一〇号二九一七頁)のも、一種の折衷説といふことができる。

(2) 次に、**公共用物使用権**が、債権的性質を有するか物権的性質を有するかについて意見が分かれる。

(イ) 田中博士は、公物使用権は、公物管理者に対する**公法上の債権**としての性質をもつものと解される(八)。たとえば、道路占用権は、道路管理者に対する債権的性質を有するものとみるべきで、占用権を理由として、道路の廃止を拒否することはできず、道路の廃止があった場合にも、自己の占用権をもって第三者に対抗することはできないと解される(九)。これに対し、**私法学者は、慣行上水利権につき、これを慣習法上の物権と解してその効力を認めている**(一〇)。

(ロ) この点につき、**多くの判例は、慣行上の流水使用権につき、慣習上認められた「水流」使用「種」権利**(大判明治三八・一〇・一一民録一一輯一三二六頁)であるとか、「流水ヲ共用」する特種の使用権(大判明治三三・二・二六民録六輯二巻九〇頁)であるなどといひ、それが慣習法上の物権であることを明言していない。しかし、あるいは、流水使用権の侵害に対し妨害排除請求権を古くから認め(大判明治三八・一〇・一一民録一一輯一三二六頁、同昭和九・一〇・二三判決全集(二四)九頁)、あるいは、地役権におけると同様に流水使用権がその田地とともに移転することを認め(大判大正六・二・六新聞一二四九号三〇頁)、あるいは、流水使用権は、「他人ノ之ヲ侵スコトヲ容サザル」権利であるとする(大判明治四二・一・二二民録一五輯六頁、同昭和六・一〇・九新聞三三三二九号一六頁、同昭和九・一二・二二新聞三七九〇号二頁)などからみて、それを物権類似の権利として、**物権的効力を認めているものと解される**。

(3) 第三に、公物使用権の財産権性についてである。**公権説は、公物使用権は、公権の性質を有するとしても、その実質は、その物を使用し、占有することを内容とする財産権的性質を有するもので、この点において私権と類似の性質を有し、私権に準じて、これを譲渡することができるのみならず、第三者がこの使用権を侵害した場合には、民事上の妨害排除ないし損害賠償の請求をすることができるものとする**(一一)。これに対し、前掲の判例は、河川敷地占用権、公水占用権のとき公物使用権をいづれも私法上の財産権であるとし、それを理由としてその譲渡性を認め、また、その侵害に対しては民事上の救済を認めようとしている。

(4) 上記の公共用物占用権の性質をめぐる学説及び判例の考え方について、次に、私の考えをのべる。

(イ) 公共用物については、個々の公物法の規定により、公の目的を達成するために必要な限度で、その物の上の私権が制限又は否定され、私法規定の適用を排除する旨を定めている例が少なくないことは、さきにのべたとおりである。たとえば、道路法は、道路を構成する敷地支壁その他の物件については、原則として私権を行使することができないことを規定し(四)、また、河川法は、河川の流水は、私権の目的となることができないことを規定している(五)。また、道路又は河

なんでそうなのかと言えば、要綱で権利として認められているから、そして、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」は単なる要綱ではないんです。憲法29条に関連して「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が定められているんです。つまり、憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」、これに基づいて「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」ができています。

あなたは電力会社の損失補償基準は違う(要綱に基づかない)と言われましたが、そんなことがあるわけじゃないんです。なぜなら、憲法に基づいて正当な補償をするための基準として要綱が決められているんですよ。基準があればこれあったら、「正当な補償」にあればこれあることになっちゃいますよね。そんなことあるわけじゃないから。

「正当な補償」をするために要綱をわざわざ定めたんです。だから、あらゆる損失補償基準が要綱に基づいて作られなきゃいけないんです。あなた、そこどころ全く判っておられない。電力会社の補償基準は要綱と関係ありません、と言えること自体、いかに憲法が判っていないかってことなんですよ。

ということは、要綱に基づいて損失補償をしなければ、「正当な補償」でなくなって、憲法違反を犯すということなんですよ。あなたの答弁は憲法違反の答弁だったんですよ、この間。このこと、やっとなりました？

ということは、このボーリング調査でも、許可漁業者・自由漁業者を利害関係人から外したら、憲法違反の行為をやっているということなんですよ。1番目、2番目に関連してきます、これは。

9

- 県 48:52 利害関係人は補償と関係ない。
- K 49:00 じゃあ、ボーリング調査でも許可漁業・自由漁業に損失補償をしなければならないことは認められますか。
- 県 **ボーリング調査は条例に基づくので損失補償は必要ない。**
- 安藤 49:24 被害が出てくるんですよ。
- 県 条例では必要ありません。中電さんがどのように対応するかは国民の問題で我々とは関係ありません。
- K 49:38 (必要もないのに)払ったら、電気料金にはね返ってきますから、無駄な支出になって株主訴訟になりますから、だからこの間(2006年)に中電の人、大慌てになったんですけど。(補償しなければならないから中電は補償したんですよ)
- 県(河村) 何を質問されているのか、
- ? 真剣に聞いてくださいよ。
- 三浦・安藤 50:16 祝島の人たちが被害を受けるのに、補償はないというのですか。何ですか、それって、もっと真剣にやってください。
- 県(河村) 50:26 真剣にやっております。
- 三浦 50:28 いのちがかかっているんじゃないですか、みんな。10億8千万円の補償金を受け取らないでいるんじゃないですか。そういうことができますか、あなたたちに。何百人という人が生活をかけて闘っているのに。ほんとに許せない。
- K 50:45 あらゆる埋立で許可漁業・自由漁業に補償しているのは、憲法29条があるから、補償しなければならないからしているんですよ。ボーリング調査で補償しないと言われるが、それは憲法違反を犯しますと言うのと同じことなんです。

令和元年10月8日付け上原準立第17号で申請のありました一般海域の占用については、一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号）第3条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

令和元年(2019年)10月31日

山口県知事 村岡 嗣政



1 許可事項

(1) 占用場所

熊毛郡上関町大字長島地先海域（水深 約12.5m）

次の4点を結んだ線に囲まれた範囲

- | | | |
|---|---------------|---------------|
| 1 | 北緯33度47分24.3秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 2 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分50.6秒 |
| 3 | 北緯33度47分20.7秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 4 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分54.9秒 |

(2) 目的

原子力発電所立地に係る追加地質調査におけるボーリング調査（1箇所 ボーリング用スパッド台船1台）

(3) 占用期間

令和元年10月31日から令和2年1月30日まで

(4) 占用面積

6,050㎡

(5) 占用料

226,875円（算定根拠は別紙のとおり）

2 条件

- (1) 占用に当たっては、一般海域の利用に関する条例及び同条例に基づき発せられた命令を遵守すること。
- (2) 一般海域管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。
- (3) この占用及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。
- (4) 工事の施工に当たっては、山口県柳井土木建築事務所長が一般海域管理上必要と認めとする指示に従うこと。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

2019年12月10日

上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保 様

中国電力株式会社
上関原子力発電所準備事務所
所長 大瀬戸 聡

漁業補償等に係わるご質問について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、過日よりご質問いただいております件につきまして、下記のとおりご回答申し上げますので、よろしく願いいたします。

敬 具

記

1. (ご質問)

今回の海上ポーリング調査にあたり、許可漁業および自由漁業の漁業者に対して、なぜ補償がなされていないのか。

(ご回答)

漁業補償につきましては、2000年（平成12年）に漁業補償契約を締結していますが、同契約が、漁業権漁業だけでなく、許可漁業および自由漁業も含めて正当な手続を経て締結されていることは、当時の祝島漁業協同組合と同組合長ほか所属組合員の方々が提起された裁判において、2007年（平成19年）の広島高等裁判所判決および2008年（平成20年）の最高裁判所決定により確認されています。したがって、当社としては、同契約および裁判所の判断に従ってご対応させていただくこととなります。

今回、当社は同契約を踏まえ海上ポーリング調査を行うものでありますが、今回を含めた各種調査の実施および調査に起因する漁業操業上の諸迷惑については、同契約の締結により、発電所温排水ならびに発電所の建設および運転に伴う諸迷惑を含めて同意・受忍をいただいております。当社はこれらに対する漁業補償金を既にお支払いしています。

許可漁業および自由漁業に対する補償につきましても、上記漁業補償金が漁業権漁業との区別なく光熊毛地区の漁獲高全般をもとに算出されたものであることから、包括的な補償により既に解決しているものと考えております。